◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事区分及び業種区分

（建設工事）

建設工事の工事区分は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事区分に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に掲げる建設工事の種類である。）。

①　一般土木（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事）

②　建築（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、屋根工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、消防施設工事）

③　舗装（ほ装工事）

④　鋼橋上部（鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事）

⑤　ＰＳコンクリート（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）

⑥　しゅんせつ（しゅんせつ工事）

⑦　機械装置（機械器具設置工事、鋼構造物工事）

⑧　管（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）

⑨　電気（電気工事、電気通信工事、鋼構造物工事、消防施設工事）

⑩　塗装（塗装工事）

⑪　造園（造園工事）

⑫　防水加工（防水工事）

⑬　さく井（さく井工事）

⑭　グラウト（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）

⑮　維持（土木一式工事、ほ装工事、電気工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、防水工事、機械器具設置工事、塗装工事）

⑯　その他

（測量等）

測量等の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①　測量

②　土木関係コンサルタント

③　建築関係コンサルタント

④　補償関係コンサルタント

⑤　地質調査

⑥　航空測量

2　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、申請者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、平成24年12月３日から平成25年１月31日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）まで、別記１に掲げる提出場所において申請書類の持参による申請を受け付ける。

また、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）にて申請をする者は、平成24年12月３日から平成25年１月15日（当日消印有効）までに、申請者の本店所在地の区分に応じ、別記１に掲げる提出場所に郵送することとする。

また、インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、申請者の本店所在地の区分に関わらず、平成24年12月３日から平成25年１月15日までに次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

また、インターネットを使用して測量等の申請をする者は、申請者の本店所在地の区分に関わらず、平成24年12月３日から平成25年１月15日までに次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp/

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成25年２月１日以降随時、申請者の本店所在地の区分に応じ、別記１に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

なお、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される建設工事についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書又は測量等についての公募型プロポーザル方式若しくは公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出したときに限り、別記１の⑾において申請を受け付ける。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html

②　インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、２「申請の時期及び場所」⑴に掲げるアドレスにアクセスし、平成24年11月１日から平成24年11月30日までにパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

③　インターネットを使用して測量等の申請をする者は、２「申請の時期及び場所」⑴に掲げるアドレスにアクセスし、平成24年11月１日から平成24年11月30日までにパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

⑵　申請書の提出方法

ア　持参又は郵送による提出方法

持参又は郵送により、申請書を提出する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、申請書の正本１部、副本１部及び添付書類１部を提出すること。

（建設工事）

①　営業所一覧表

②　業態調書

③　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

④　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（ただし、平成24年国土交通省告示第523号（以下「改正告示」という。）による改正前の平成20年国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険及び㈡に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている者を除いて、再審査を含めて改正告示により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。）

⑤　申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高について、二以上の登録を希望する工事区分に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高について、登録を希望する一の工事区分に合算して申請するときは、工事分割内訳表

⑥　規則第２条第１号に規定する建設業許可申請書の写し

［注］

㈠　申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事の一般競争（指名競争）に参加を希望するときは、規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類を提出すること。また、申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、④に掲げる書類に代えて、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写しを併せて提出すること。